



第2回

新会社法の概要と ビジネスへの影響

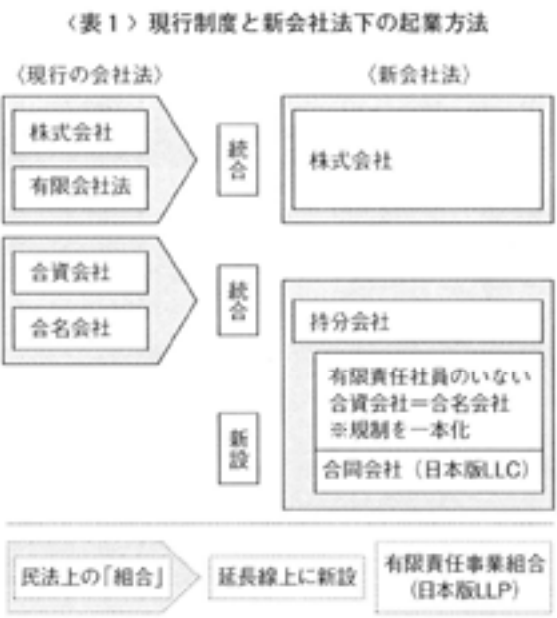
起業～新会社法による起業方法

リーガル・パートナーズ・グループ代表 保科勝巳

会社は営利を目的とする社団法人の事です。会社の運命は人々の暮らしに多大なる影響を与えます。成立よりすでに一〇〇年が経過し、時代の変化に対応し切れなくなっていた商法は、二〇〇五（平成十七）年六月二十九日、新たな法典である「会社法」（以下「新会社法」という）として生まれ変わりました。今回の大改正では、社会経済情勢の変化へ対応するために、会社に係る各種制度のあり方について、体系的かつ抜本的な見直しが行われています。以下では、新会社法にもとづき起業する方法を中心に説明します。

具体的なケース

①私は友人と共同して、新たに会社を興そうと計画していますが、今回の会社法の改正で、起業の方



限責任の物的制度」と「無限責任の人的制度」の二

類型し、かつ、「有限責任の人的制度」が用意されていません。比較的現実な事業に対してしか活用されていません。

LLPの主な特徴は、①出資者が出資額までしか責任を負わない（有限責任制）、②組合員の所得にのみ課税され、組織には課税されない（構成員課税＝パススルー）、③利益や権限の配分が出資比率に拘束されず、また、取締役会や監査役のような監視機関の設置が強制されない（内部自治）、といった点です。

ベンチャー企業や中小企業、大手企業の連携や中小企業間の連携、大手企業間の共同研究開発、産業連携、情報技術等の専門技術を持つ人材による共同事業等を創設する場合に適しています。

新会社法における株式会社設立手続き

新会社法により、会社設立手続きが大幅に簡素化されました（表2参照）。

(1) 類似商号調査不要
従来、同一市区町村で、事業目的が同じで、かつ、同一の会社名（商号）で、会社を作ることができませんでした。

新会社法においては、類似商号の調査は不要となります。しかし、有名起業や有名ブランドなど、世間一般に知れ渡っているものは、商標権の事前調査が必要です。また、不正競争防止法による制限があること、従来通りです。

(2) 目的相談不要
従来、会社設立段階で、事業目的を明確にして定

法が変わると聞きました。どのような選択肢があるのでしょうか？

②私は情報技術等の専門技術を持つ人材による共同事業を行いたいと思っています。どのような方法がとれるのでしょうか？

新会社法下で起業する場合の選択肢

現行制度では「株式会社」「有限会社」「合資会社」「合名会社」の四種類の制度があります。しかし、新会社法では「株式会社」「合資会社・合名会社」と、新設の「合同会社（日本版LLC＝Limited Liability Company）」となり、「有限会社」を新たに作る（？）ことができなくなります。また、新会社法とは別に、民法の「組合」の延長線上にある新たな団体として「有限責任事業組合（日本版LLP＝Limited Liability Partnership）」が創設されました。名称は同じでも、各制度の内容は大きく変わっています。

各制度の特徴—改正ポイント

(1) 株式会社
会社法が、中小企業事業主や起業家にとって利用しやすいものとなるために、従来、中小企業の典型的な会社形態として認められていた有限会社制度を廃止し、株式会社制度へ発展的に統合しました。その際、株式譲渡制限会社について、取締役の人数規制や取締役会の設置義務を課さない等、機関設計の柔軟性を認め、株式会社における定款自治の範囲を拡大し、機関設計の多様化・柔軟化を図ることがで

〈表2〉 新会社法下の設立手続き—現行制度との比較

発起設立の手続き	現行制度	新会社法
1. 発起人決定	会社設立者を決定	同左
2. 類似商号調査	すでに登記されている商号と同一または類似の商号を、同一営業のために同一市区町村内で登記不可。	現行の制限が廃止され、類似商号でも登記可能。
3. 定款作成・代表印作成	「目的相談」あり	「目的相談」不要
4. 定款認証	取締役3名+監査役1名	取締役1名でも可能
5. 金融機関へ資本金払込	最低資本金規制あり	最低資本金規制廃止
6. 株式払込金保管証明書発行	資本金払込後、株式払込保管証明書を金融機関に発行してもらい、登記時に提出。	残高証明で可能
7. 取締役会開催	選任された取締役によって取締役会開催、代表取締役選任。	1人取締役の会社は代表取締役選任不要
8. 設立登記・会社設立		

款に記載し、登記をする必要がありました。この事業目的が適格性に欠けると、再度、公証役場へ行き、定款認証をやり直すことになりました。

新会社法では、類似商号の調査が不要になり、同じ営業か否かの審査も必要なくなり、会社の事業目的も包括的に記載することが可能となります。

(3) 株式払込金保管証明不要
これから新規に会社を設立しようとする者にとって、株式払込保管証明書を発行して買う銀行の選定は、手続き上の問題点でした。しかし、新会社法下では、払込金保管証明書の代わりに残高証明書で足りることになり、これらの問題は解消されました。

合同会社は、創業の活性化や企業間の連携（共同研究開発・産学連携）を促進するための制度であり、高度な人的資産をもとに差別化を図りたい場合や定款自治により迅速かつ柔軟な業務運営を行いたい場合に適しています。

(3) 「有限責任事業組合（日本版LLP＝Limited Liability Partnership）」
これまでわが国の法で定める組織制度には、「有

また、設立時の最低資本金制度の見直しが行われ、今後、継続して株式会社は一回で設立できるようにになります。さらに、事後設立に係る検査役の調査制度が廃止されました。

(2) 持分会社—合同会社（日本版LLC＝Limited Liability Company）・合資会社・合名会社

新法では、合同会社と、従来から存在する合名会社（社員全員が無責任社員である会社）及び合資会社（無責任社員と有限責任社員の両方から構成される会社）とを併せて「持分会社」と総称するものとなりました。いずれも人的資源を尊重する小規模な企業に適した類型である点で共通点が多いことからです。

特に合同会社は、社員全員が会社債権者に対してその出資の限度で責任を負い、業務執行等の会社の内部関係については、原則として社員全員の合意で決める会社です。合同会社では、社員の個性が重視される結果、その持分の譲渡は、原則として他の社員全員の承諾がなければ行うことができず、業務執行のための機関設計や収益の配分などの行為は、社員全員の同意によって定められる定款の定めによって行われます。